

教育訓練給付制度

教育訓練給付制度を利用すると最大20%（上限10万円）が支給されます！

取得免許	所持免許	申込金	給付対象金	合計		給付予定額	実質取得費用（税込）
				税込価格	税抜価格		
大型一種	中型一種8 t 限定	42,400円	236,240円	278,640円	258,000円	47,248円	231,392円
	準中型5 t 限定	42,400円	306,980円	349,380円	323,500円	61,396円	287,984円
	中型一種	42,400円	173,600円	216,000円	200,000円	34,720円	181,280円
準中型	なし・原付	42,400円	340,460円	382,860円	354,500円	68,092円	314,768円
	普通一種	42,400円	118,520円	160,920円	149,000円	23,704円	137,216円
	準中型5 t 限定	40,240円	48,320円	88,560円	82,000円	9,664円	78,896円
中型一種	準中型5 t 限定	42,400円	117,980円	160,380円	148,500円	23,596円	136,784円
	中型一種8 t 限定	40,240円	49,400円	89,640円	83,000円	9,880円	79,760円
けん引	普通・中型・大型	34,400円	125,440円	159,840円	148,000円	25,088円	134,752円
大型特殊	普通・中型・大型	34,400円	79,000円	113,400円	105,000円	15,800円	97,600円
中型一種+大型一種	中型一種8 t 限定	45,640円	222,200円	267,840円	248,000円	44,440円	223,400円
大型一種+けん引	中型一種8 t 限定	45,400円	358,080円	403,480円	373,593円	71,616円	331,864円
大型特殊+けん引	普通・中型・大型	42,000円	201,240円	243,240円	225,223円	40,248円	202,992円
大型二種	大型一種	42,400円	258,920円	301,320円	279,000円	51,784円	249,536円
	中型一種8 t 限定	42,400円	378,800円	421,200円	390,000円	75,760円	345,440円
	普通一種	42,400円	429,560円	471,960円	437,000円	85,912円	386,048円
普通二種	中型一種8 t 限定	34,400円	169,720円	204,120円	189,000円	33,944円	170,176円
	普通一種	34,400円	182,680円	217,080円	201,000円	36,536円	180,544円

●欠席・規定時限外料金

車種	項目	税込価格	税抜価格	車種	項目	税込価格	税抜価格
普通二種	場内教習（1時限）	5,400円	5,000円	中型一種 中型二種	場内教習（1時限）	7,020円	6,500円
	路上教習（1時限）	5,940円	5,500円		路上教習（1時限）	8,100円	7,500円
	再検定料	4,320円	4,000円		再検定料	6,480円	6,000円
準中型	場内教習（1時限）	5,940円	5,500円	大型一種 大型二種	場内教習（1時限）	9,396円	8,700円
	路上教習（1時限）	6,696円	6,200円		路上教習（1時限）	10,476円	9,700円
	応急教護教習	6,480円	6,000円	再検定料	8,640円	8,000円	
	複数教習	11,880円	11,000円	けん引	場内教習（1時限）	9,396円	8,700円
	セット教習	7,884円	7,300円		再検定料	8,640円	8,000円
	高速教習	16,956円	15,700円		場内教習（1時限）	9,396円	8,700円
	再検定料	5,400円	5,000円		再検定料	8,640円	8,000円

- 「合計」に含まれるものは入所金／教本代／教材費／写真代／適性検査料／技能教習料／学科教習料／修了検定料／卒業検定料卒業証明書代等です。
- 欠席や規定時限を超えられた場合は、左記料金が必要です。
- 所持免許により仮免許関係証紙代2,850円（非課税）が必要になります。修了検定合格時にお支払い下さい。
- 途中退学、教習期限切れの場合、教習料金等は返金いたしません。ご了承下さい。
- 教習期間中でも教習料金は変更する場合があります。
- この料金は、平成31年1月1日現在のものです。

教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練費の最大20%（上限10万円）がハローワークから支給されます。

給付条件

- 雇用保険の一般被保険者（在職中の方）
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日において、雇用保険の一般被保険者である方のうち支給要件期間が3年以上（※）ある方。
- 雇用保険の一般被保険者であった方（退職された方）
受講開始日において一般被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内でありかつ支給要件期間が3年以上（※）ある方。
※ 上記1、2とも初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が1年以上あれば可。

給付金が支給されるまでの流れ

STEP1 ハローワークにて教育訓練給付対象者か否かの確認（任意）

ハローワークが配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、居住地を管轄するハローワークに提出して下さい。その後ハローワークより発行される「教育訓練給付金要件回答書」でご確認ください。 ※必ず必要ではありません。

STEP2 入所手続き

山城自動車教習所にて入所手続きを行います。

【必要書類など】

- ・運転免許証
- ・講座料金
- ・認印
- ・眼鏡など

※ 入所手続きの際、「教育訓練給付制度」を利用する旨をお伝えください。

STEP3 指定講座の教習

当所の指定講座を受講し、卒業検定に合格すると教育訓練修了証明書を発行します。

STEP4 給付金支給申請

受講講座修了後、1ヶ月以内にハローワークへ給付金申請を行ないます。

【必要書類など】

- ・教育訓練給付金申請書
- ・教育訓練修了証明書
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・領収書
- ・雇用保険被保険者証など

※教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に支給申請手続きを行なわない場合、申請が受けられません。

STEP5 給付金支給

審査後、ご指定の口座へ給付金が入金されます

※詳しい内容は、ハローワーク設置のパンフレットか厚生労働省のホームページをご覧ください。